

## 健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和4年1月18日（火）

開 会（午後1時30分）

### 【議 事】

#### ○特定事件「障害者福祉について」

- ・所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例施行後の

#### 取り組みについて

末吉委員長

本日は、参考人として、障害児者を守る所沢連絡会会長の楠田房雄さんと、所沢市聴覚障害者協会代表の仲重夫さんに御出席をいただいております。

この際、参考人の方に一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、楠田参考人、仲参考人のお二人に、あわせて10分程度で御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

### 【参考人意見】

楠田参考人

障害児者を守る所沢連絡会の楠田と申します。日頃暮らしているなかで、皆さんの思いやりということで、たくさん助けていただいていること

があります。例えば、日本人が昔から持っている優しさだと思うんですけども、相当混雑している金曜日の池袋駅を歩くのですが、JR南口の地下の改札を出て、西武池袋線まで行くというL字の通路を歩いても、ほとんど人にぶつからないんですよ。これは皆さんが多分見て避けていただいていると思います。逆に、昼間の所沢駅のほうが点字ブロック上で立ち話をされているので、私が避けるということがあるくらいです。そういうふうに皆さんが気を使っていることで私たちが一人でも歩けるということに感謝しているんですが、感謝しつつも一つお願いがあります。条例の中の、基本理念のところ、障害者の理解に努めるという項目があります。あと、市民と事業者の責務の中でも、そういう内容が入っています。これは検討の時にに入れていただいたものです。実は、何をしてほしいということは、察していただいて助けていただいている部分は大変ありがたい部分ではあるんですが、もう一つ、本人に尋ねていただきたいということもあります。これは、尋ねて分かってもらうということで、更に広がっていくという部分があるので、本人に尋ねて理解するということも併せて大事にさせていただきたいところを最初にお願いしています。

これは条例検討会にいたときも、自立支援協議会にいたときもずっと最初にお願いしています。そのことで、こちらが何を求めているのかを聞いていただくということです。というのは、声掛けという言葉だけが広まってしまい、その時に「何かお手伝いが必要ですか」という声をかけていただいて、必要ない時は「大丈夫です、ありがとうございます」で終わる部

分があるので、その辺をお願いしたいと思います。

視覚障害者団体が他にも市内にあるなかで、私が出席するというは大変恐縮なのですが、一般社団法人の全日本視覚障害者協議会とか県内の視覚障害者団体で役員の列の一番端に連なっているので、その中で知った情報があるということで、必ずしも個人の意見ではないと思いますが、10年くらい前に全く見えなくなり、家の中にも明かりが点いているか分からなくなった一人の盲人からの立場ということが強くなると思うのですが、そういう立場で話をさせていただきます。

中身に入りますが、まずホームドアについてです。これは、経費の負担の方向などが変わってくるような状況もあるのですが、その中で乗降客10万人以上という条件がありましたけれども、加えて盲学校などの最寄り駅も対象になっています。なので、国リハがありますので、新所沢駅や航空公園駅へのホームドアの設置についても、お力添えをいただければとお願いしておきたいと思います。

点字ブロックについてです。所沢市は国リハ移転の時に福祉の街づくりということで、国の指定を受けて40年前に全国的にかなり進みました。40年経ったなかで、摩耗したり破損したりしているブロックもありますし、20年前にJIS規格が設けられましたが、それに基づいていないブロック、例えば市役所の前や航空公園駅前のロータリーというところもあるので、いっぺんには難しいとは思いますが少しずつでも改善をお願いできればと思っています。

先ほど申し上げたとおり、10年前に全く見えなくなったので、本当に点字ブロックのありがたさを実感しています。全く見えなくなっても、その上を歩いて今まで行っていたところに、行けるというのはありがたいと思っています。

あと、音響式信号機についてです。設置率は1割足らずということなのですが、条件が駅の周辺であるとか公共施設の周辺となっているので、個人が日々行き来している信号は必ずしも要求しても実現しないです。私は東住吉交差点というところを通って、22年間行き来しているのですが、音響式信号機はお願いしても付けてもらえないということなので、車の流れとか、人の動きで渡るようにしています。車が途切れたかと思って渡ろうとした時に「赤信号です」と止められたことが何度もあります。だから、1人で歩くということは本当に命がけというところもあるので、個人が毎日使うところには信号機を付けていただきたいです。その代わりに、一日中鳴らさなくてもよいので、通る時だけ鳴っていればよいので、そういうことが実現すればいいなと思っています。

街づくりの話をしました。街づくりは現在、障害者が委員を出しているのは所沢市地域公共交通会議だけです。ここでは、審議対象が公共交通機関に限られるので、例えば信号機や点字ブロック、建物のバリアフリー化は対象になりません。以前は、所沢市交通バリアフリー推進協議会というものがあり、具体的な事例を挙げて、現地を市職員と点検するということがありました。しかし、協議会の役割を終えたということで廃止されて

いますが、ぜひ復活させていただきたいと思っています。バリアフリー法も改訂されています。

それから、福祉タクシーについてです。私たちは安全に移動できるのでタクシーを使うのですが、タクシー券は基本料金の補助です。おととしの改訂で初乗り料金の距離が2キロメートルから1.23キロメートルに減りました。そうすると今まで2キロメートルまでタクシー券で乗れたのに今は初乗りを超えれば、基本料金だと300円の自己負担が発生します。私たちは道でタクシーを拾えないので、迎車をお願いすると300円を超えてしまう。それから、予約をお願いすると400円を超えてしまいます。つまり、1,000円は超えてしまいます。タクシー料金改定で相当負担が増えたのですが、これは所沢市だけの問題ではなく、埼玉県福祉タクシー運営協議会に働きかけもあわせて必要なんですけども、こういう要望があるということで、ぜひご協力をお願いします。これはどういうお願いかと言いますと、金券方式にするということで、今までの財政規模を変えないままで、500円券と100円券の2種類を出すと、100円券は加算料金に相当するので、タクシー料金全部をタクシー券で払いたいという人はそれも選択できる。あるいは、基本料金だけ使っていて、少しずつ使いたいという人もいるので、本人がタクシー券をどう使うかを選択できるということで、この500円の基本料金の券と加算料金の100円券を合わせたタクシー券方式にさせていただけると助かります。

次に意思疎通支援ですが、これは所沢市の日常生活用具の中に点字ディ

スプレイという聴覚と視覚障害が重複している人だけが支援の対象となっているものがあります。これが日常生活用具の対象になると、今日の資料を全て一つにして点字として読めるようにできます。資料を点字用紙でもらうと、膨大になってしまい、扱いが大変になってしまいますが、データをもらうだけで点字にできるし、メモも書き込めるし、検索をして必要な箇所を探すということができますので、お願いします。

それからもう一つ意思疎通支援です。これは地域生活支援事業の中の一つです。今日の委員会では聴覚障害のある方は手話通訳者がおられると思いますが、それと同じように代筆代読という視覚障害者の制度を入れていただきたいです。同行援護という外出支援がありますが、これは自宅にはできません。それから家事援助の方はそういう研修を受けていません。なので、苦手な人もいます。それから初めての人にプライベートなものを読んでもらうことに抵抗がある人もいるかもしれません。ということで、例えば、こどもと福祉の未来館の一か所でも代筆代読を受けてくれる場所を設けていただくと助かります。

次に仕事についてです。これは現状を知っていただきたいと思ったので、市に直接関係はありませんがお伝えします。1つ目は、視覚障害者の仕事の中でヘルスキーパーというものがあります。これは、企業が障害者雇用率を上げるということと、従業員の福利厚生ということでマッサージ師を雇用しているという事例です。人事院が対象職種に入れました。なので、例えば市役所に1人ヘルスキーパーを入れていただいて、職員や議員

の皆さんの疲れを癒していただくとか、そういう形で重度の視覚障害者がヘルスキーパーとして採用していただけたらと思っています。2つ目が、重度障害者等就労支援特別事業という、一昨年の10月から国が始めたもので、今まで福祉サービスは仕事には使えませんでした。企業で雇用されている人は雇用納付金を財源として仕事上の介助や通勤介助があったのですが、雇用されていない自営業者には全くこういった制度がありませんでした。それが、例えば開業している人が同行援護で使って、患者の家を訪問できるということも実現できます。この制度は市町村が行う地域生活支援事業の任意事業ですので、所沢市がやらなければ実現しません。これは税金で実施することになりますが、所沢市からは財政的に難しいという回答をいただいています。厚生労働省は地域生活支援促進事業ということで予算化しているので、国から50%の補助が約束されます。つまり、自立支援給付並の補助があるということです。ぜひ実現のために、支援をお願いします。

最後に、私が欲張ったために、長いわりに雑駁な意見になってしまい申し訳ありません。視覚障害者の現状をお伝えできる貴重な機会を与えていただいたことに対して深く感謝申し上げます。

仲参考人

所沢市聴覚障害者協会代表の仲と申します。今回、常任委員会に初めて出席するので上手く説明できないかもしれませんが、お聞きいただくとありがたいです。皆さんに色々と知っていただいて、理解いただけたらと

思います。これまでも、市役所等に色々と要求をさせていただいているのですが、なかなか実現したことが少ないです。

まず、所沢市議会の議場についてです。議員の皆さんが座られている席の上の階に傍聴席が用意されているかと思います。その傍聴席のところで、手話通訳者が誤って背中から転落してしまうおそれがあるような位置に配置されていて、見ているろう者が少し怖く感じますので、少し余裕がある場所、例えば議員の皆さんが立たれている横に通訳を配置していただきたいです。テレビで知事が話をされている際に通訳が付いていると思いますが、その画面と同じように議員の皆さんの隣に手話通訳が見えるような形で、映像もICT技術を使って、手話通訳と文字情報として音声認識システムを使用した文字字幕を付けていただけたらと思っています。傍聴しているろう者が見やすいように、前にモニターを設置していただいて、手話通訳や文字情報が見えるようにしていただけたらと思います。今、モニターが傍聴席のサイドに設置されているので、通訳や議場の様子を見ながら、モニターを見たいのですが、モニターが横にあるので横を向かなければいけないというところと、文字情報が表示されていないので、文字情報を表示してほしいというところがあります。

手話通訳だけではなく、文字を表示してほしいというのは耳が遠くなった高齢の方ですとか、中途失聴者の方ですとか、手話が分からない方も文字を必要とされているので、音声認識の文字情報があれば非常に助かるという方が大勢いらっしゃいます。逆にろう者は手話を必要としますので、

手話通訳も画面に大きく映し出していただきたいというふうに思います。

日本語を不得手とするろう者も大勢いますので、ろう者にとっては手話通訳が必要ですのでお願いしていますが、なかなか予算が必要になり難しいということで、毎年お願いはしているのですが実現していないという状態です。また、市役所の1階に市議会の様子を映すモニターが設置されていると思いますが、そこにも文字情報がなく話をされている議員の皆さんの様子が映っているだけで、内容を把握することができません。情報格差があると感じています。なんとか文字を表示していただいて、情報格差をなくしていただきたいという気持ちがあります。

もう一点、所沢市内の公共施設に災害時のランプがありません。私たちろう者は見た目から障害があることが分からないので、トイレに行った際に何か避難が必要なことが起こった時に、ランプがないと災害が発生していることに気づけません。もし、災害時ランプを設置していただけたら、ろう者も災害避難の必要を認識できて避難することができます。先日もトンガ沖での地震がありましたが、津波もろう者は防災無線等で呼びかけられても聞こえずに逃げ遅れてしまうということになります。そういった視覚的な情報を出していただければと思います。皆さんに知っていただきたいのは、ろう者は見えない障害であるということ、見た目では分からない障害であるということ、第一言語は日本手話であるということ、補助的に手指日本語を使用しています。そういったコミュニケーション上の障壁があるということです。できるだけ皆さんと同じ情報を得たいというふう

に思っています。

また、私は介護保険を支払っています。けれども、高齢になって老人ホームに入りたいと思った時に、コミュニケーション上の問題があるので、職員の方に話しかけてもらっても、他の利用者さんは楽しく話しているなかで、私一人が聞こえずに孤立してしまうおそれがあるのではないかと、10年、20年後に老人ホームに入った時に寂しい思いをするのではないかと思っています。ですので、手話で話ができる、手話が分かる職員のいる施設を増やしてほしいと思います。介護保険料をせっかく支払っているのに、これから先はどうなるんだろうと思っているので、手話でお話ができる施設を増やしていただけたらというふうに思っています。

また、市のホームページに手話通訳の動画をつけてもらいたいと思います。動画があってもなかなかリンクが探せないこともあるので、手話通訳付きの動画がある場合はトップページであったり、分かりやすいところに動画を掲載していただいて、すぐにアクセスできるような状態にしてくださいと思います。

長くなりましたが以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

**【参考人意見終了】**

末吉委員長

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

次に質疑を許します。念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可

を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して  
質疑することはできないことになっていますので、ご了承願います。

**【参考人への質疑】**

谷口委員

点字ブロックについて、摩耗や傷があると分かりにくいという趣旨の発言があったと思うが、白杖を使用する時に感覚として、点字の傷の度合いがどうなると分かりにくいというように具体的に教えていただきたい。

楠田参考人

摩耗というところについては、杖でブロックの側面を叩くというのが歩行訓練士の立場ではそうだと思いますが、実際は点字ブロックの上を歩いている視覚障害者が多いと思います。そうすると凹凸が古いものではすり減ってしまい、足の底で周囲の歩道と区別がしにくくなります。例えば、市役所の玄関を出て、点字ブロックに沿って目をつぶって歩いていただくと1、2枚だけJ I S規格のブロックがあります。工事の関係で貼りかえているのかもしれませんが、足の底で感じていただくと分かると思います。まして、市役所の前は千鳥配置という、短いブロックを互い違いに配置しているので、周囲の床との区別がしにくいです。それがJ I S規格ではでっぱりが30cmぐらいあるので足の底ではっきり分かります。そういうふうになっていると、心配なく点字ブロックを感じながら歩くことができます。足の底で点字ブロックを探しながら歩くような状況では使いにくいです。摩耗というのは古くなると周囲との区別がしにくくなってしま

うという意味です。破損として多いのは陥没しているところがあると、それが水たまりになります。雨の日にブロック上を行くと、水たまりに入ってしまうので、そういうところは直してもらいたいです。

城下委員

日常生活に加えて、コロナ感染拡大のなかでマスクを日々付けていかなければいけないということでは、聴覚障害の方は意思疎通を図る面で新たな困難を強いられていると思うが、その辺に対する要望はあるか。

仲参考人

マスクを付けたままで手話をする時に口形を読むのが難しいので、手話を見るのが大変なところがあります。他にもありますが、マスクで口形がほとんど見えないというところがあります。もしくは、相手は手話が分からないが、自分は手話ができる場合、情報量の差があるというところは困ります。筆談でやりとりするには、どうしても情報量が少ないというところがあります。

長岡委員

点字ブロックが破損していて修理を市に依頼したので、今の話をお聞きして、点字ブロックが大切だということが分かった。バス停の前には点字ブロックがあるが、バス停までの間に点字ブロックがないが、そこまで行くにはどのようにしているのか。もう少し点字ブロックを延ばしてほしいというのはあるか。

楠田参考人

通常はそうすることになっているはずなのです。歩道上の線状ブロックがバス停まで来たら線状のブロックから点状のブロックに変わります。そうすると我々はここに何かあるなと感じます。そこから直角にバス停のほうに向かって線状のブロックを設けていただくと、そこに沿って移動します。そして、バス停の警告ブロックに合流するという形で、両方を接続するというのが、古いものはそうになっているはずなのです。むしろ最近のものがそういうところが不十分なところが多くなっているような気がします。例えば、所沢駅前に高層マンションができましたが、そのために郵便局が移動しました。そうすると、郵便局の前の歩道は点字ブロックがあるのですが、玄関まで誘導するブロックがありません。そこに点字ブロックをつけて、そこから玄関までに線状ブロックを設けていただければスムーズに行けます。昔はそうになっていましたが、今はそうになっていないので新たに工事をするときに、そういうところも考えていただきたいです。今言った要望は道路維持課にも伝えたのですが、県の管轄なので県に伝えたという回答をいただいたんですが、一向に改善されません。バス停とかタクシー乗り場という公共的な施設の玄関は歩道上の点字ブロックとその間を線状ブロックでつないで、点字ブロックまで行くことになっているというのが原則だと思います。

長岡委員

そういう要望があるので実際工事をするときは、当事者の方がいたほうがいいのではないかと思った。

いただいた資料の中に、整形外科でのマッサージ治療は40年以上診療報酬が見直されず35点に据え置かれているというところがあるが、こういう仕事をされている方の報酬をもっと増やしてほしいということだと思うが、どれぐらいまで増やしてほしいというような希望はあるか。

楠田参考人

40年前までは消炎鎮痛等処置というものではなく、診療報酬マッサージというものがあり、左右の上肢、左右の下肢に加えて胴体から頭までという5局所に体を分けて、それぞれに診療報酬が付いていました。それから温める機器を使った場合はそこに点数が付くという形になっていたものを、何をやっても350円という形にされてしまったので昔は9,000人くらい整形外科のマッサージ師がいたのですが、今は2,000人を切っているのではないかと思います。それだけ盲学校を出た方の仕事の間がなくなったということです。これは厚生労働省の管轄ですので、毎年私たちは厚生労働委員のところを周ってお願いをしており、まだ維持されているので、逆に増やすのは難しいです。運動を行っているので残っていることに意義があると言われていました。ただ、患者さんにとってはマッサージしてもらいたいし、3年間勉強して国家試験に合格して得た免許でも湿布と同じものというのは、もう少し考えてほしいと思います。

城下委員

資料のなかにも以前は交通バリアフリー推進協議会があり、今は機能していないということでは、以前交通バリアフリー法かなにかが通って、そ

の法に基づいて各自治体が、バリアフリー推進協議会を作ってバリアフリーを改善していこうという取組を行ってきたと思うが、今はこの協議会がないために点字ブロックや信号機の課題の改善を議論する公的な場がなくなつたという理解でよろしいか。

楠田参考人

そのとおりです。市の回答としては、バリアフリー基本計画を作ったので、役割を終え、後はユニバーサルデザインでやっていくというものでした。実態としては、道路関係や建築物についての要求を吸い上げる場がなくなりました。

**【参考人への質疑終結】**

末吉委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分いかしてまいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

休 憩 （午後 1 時 5 0 分）

（参考人退室）

再 開 （午後 1 時 5 3 分）

## 【概要説明】

前田福祉部長

平成30年7月に「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の施行や、「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を基本理念に掲げた、第5次所沢市障害者支援計画を策定するなど、これまで、障害のあるなしに関わらず、共に支え合い、笑顔で生き生きと、自立して生活できる共生社会の実現を目指し、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりました。

本日は、条例の趣旨と施行後の市の取組について、説明をさせていただきます。

齊藤障害福祉  
課長

これより、「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」施行後の取組についての概要説明をさせていただきます。

説明に入る前に大変恐縮でございますが、この後の質疑への回答につきましては、障害福祉課で対応可能な範囲での回答とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本条例は、障害者差別解消法の基本理念を継承し、障害のある人に対する誤解や偏見など、社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、障害の有無にかかわらず、共に支え合い、笑顔で生き生きと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指し、制定したものです。

制定にあたっては、障害のある人を含めた様々な立場の方20名で構成する「（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会」を組織し、事例の共有

や様々なご提案など、それぞれの立場から多くの意見を出し合い、条例素案の検討を行いました。

同時に本市の障害福祉行政にかかる附属機関「所沢市障害者施策推進協議会」においても協議を重ねました。それ以外にも、当事者アンケート及び事業所アンケートの実施や先進市への視察、パブリックコメントの実施など、障害のある人や地域の福祉サービス事業者、関係機関等の意見をしっかりと反映できるよう時間をかけて丁寧に策定に取り組みました。

本日お越しになられている、楠田参考人、仲参考人におかれましても、条例の制定について、多大なるご協力をいただきました。ありがとうございました。

さて、本条例は次の4点の特徴を備えています。1つ目は、市・市民・事業者の責務に加え、障害のある人の役割を定めたことです。条例検討会にて障害のある委員から「障害のある人は保護されるだけでなく、自ら社会の一員として主体的な行動をとるべき」とのご意見があり、本条例の独自性として、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合いながら認め合い、共生社会を築いていく礎となるものとして明記したものです。

2つ目は、手話及び非音声言語等が言語であることを基本理念としたことです。条例検討会、施策推進協議会で委員から出た意見や、一部の自治体における手話言語条例の制定、聴覚に障害のある人などに対する情報保障の必要性などの状況を踏まえて条例に規定しました。なお本条例では、「手話は言語である」と明記しただけではなく、他市や手話言語モデル条

例で示される内容も包括しております。これは、地域において意思疎通の円滑化を図り、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すために定めたものであり、意思疎通に係る社会的障壁の除去は共生社会を実現することを目的とした条例の中でも重要な部分と捉えているため、市として基本理念に位置付ける必要があると判断し、手話言語条例の趣旨を包含した形でここに明記したものです。

そして、この基本理念を基にコミュニケーションの部分において様々な取組を行っています。詳細は後程お話をさせていただきますが、埼玉西武ライオンズとのコラボレーションや、広報ところざわでの「あなたも簡単！手話トーク」の連載、西武所沢 S. C. 及びワルツ所沢の全店舗に筆談ボードを設置したことなどがあげられます。また、筆談ボードは聴覚に障害のある方だけのための物ではなく、コミュニケーションに不安を抱える方が有用に使用できるものです。

例えば、耳が遠い高齢者の方や吃音の方、失語症の方の一部、呼吸器障害の方の一部また、知的に障害がある方などの中でも物事を整理することが苦手な方や、言葉から具体的なイメージをして考えることが苦手な方へ説明を行う際などは、説明を行う側が筆談ボードを有効に活用することができます。

3つ目は、障害者への配慮に向けた取り組みができるよう、市が必要な支援を行うことです。市内における社会的障壁の除去を推進するため、補助金を創設し、事業者が主体的に合理的配慮の提供を行うことができるよ

う補助金の交付を行っています。社会的障壁の除去推進事業補助金という名称で、これまでに筆談ボードやスロープの設置、点字メニューの作成、段差を解消する、手すりを設置するなどのバリアフリー工事の施工など、35件、約162万円の交付を行いました。

4つ目は、あっせん調整委員会の設置です。障害に関する問題で当事者間の調整や助言を行っても、なお解決しなかった場合、あっせんにより問題解決が図れるようにしました。これまで、あっせんになった事案はありませんが、委員会を4回開催しており、積極的に地域との情報共有を図っています。なお、今年度も3月に開催予定です。あっせん調整委員会の委員には、障害のある方にも務めていただいておりますが、最初の任期の方は肢体不自由の方、現在の任期の方は視覚に障害のある方に就任していただき、ここでも様々な立場の方から意見を伺うことに努めております。

以上の4点が条例の特徴となります。では、条例が目指す、共生社会の実現のためには、どのようなものが不可欠ということになりますが、ソフト面では、市民、事業者へ出前講座などを行い、障害理解の浸透を進めること。市職員が職員研修を受講することで障害への理解が深まり、合理的配慮の提供がなされること、障害のある人もない人も関わることのできる機会の提供などが挙げられます。

ハード面では、事業者の社会的障壁の除去推進事業補助金の活用による、点字メニューの作成やスロープ設置、バリアフリー工事の施行などの整備。市が購入する筆談ボードを希望する店舗へ配布することによる社会

的障壁の除去などがあげられます。出前講座や職員研修等を繰り返し行うことで、障害のある人への理解が深まり、適切な配慮ができるようになります。

また、社会的障壁の除去推進事業補助金などの活用により、環境整備が整うことで、社会的障壁の中でも、特に物理的な障壁や情報面での障壁を取り除くことが可能となると考えます。このように、ソフト面とハード面の両面から推進していき、環境面の整備と障害理解の深まりを同時に進めることが、共生社会の実現に近づくと考えます。

続きまして、条例が施行されてから、これまでに取り組んできたことを紹介いたします。まず、1つ目、出前講座ですが、事業者などに条例の内容を説明する機会をいただき、積極的に周知を図っています。これまで、計42回、約1,200名の方にご参加いただいております。内容は、条例の中の2本柱である「不利益な取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」をメインに、そもそも「障害とは」という内容も加え話しています。

参加していただいた方からは好評をいただいております、実際の現場で生かし、情報共有するなど、出前講座で学んだ内容を活用していただいております。また、毎年のように申込みいただく事業者や、出前講座を受講した事業者が、別の事業者に出前講座を紹介するなど、よい連鎖が続いていたところではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催が減少しております。非常に大切な事柄ですので、今後も引き続き積極的に周知啓発を進めて参ります。

次に、2つ目、職員研修ですが、条例の内容を理解するだけでなく、障害理解の促進を図っています。これまで計16回、約800名が受講いたしました。講座内容は、出前講座と同様の内容にプラスして、市役所内外でありがちな事例を共有しています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止といたしまして、対面ではなく映像の配信による研修を行いました。新人職員や窓口対応職員、管理職など幅広い対象者に向けて、障害のある方に実際どのような困りごとがあるのか、そしてその困りごと解決のためにどのような配慮が必要なのかといったことについて、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由や内部障害、知的障害、精神障害と、それぞれ障害種別ごとに説明をしています。

加えて、例えば視覚障害の方に見え方の違いがあるように、聴覚障害の方には聞こえ方の違いがあります。すなわち、障害のある人は個々の状態によって困りごとが全く異なること、そのことからその人に合わせた配慮をすることが大切であり、重要であることを説明しています。また、その配慮の具体例や事例等も紹介しています。窓口対応にて、職員研修で学んだことを生かして対応した結果、障害のある方に非常に感謝していただいたことや、逆に不足していた配慮に気づき、よりよいサービスの提供に繋げるなど、少しずつではありますが効果が見られるようになっております。

一例ですが、聴覚障害のある方が窓口にいらっしゃった際に、研修で学んだことであった「手話通訳者に話しかけるのではなく、聴覚障害のある

ご本人に、きちんとお話をお伺いする」ことを実践した職員がおりました。このことに聴覚障害のあるご本人は非常に感激されて、その後、障害福祉課の窓口で「対応がよくなった。とても嬉しい」と感謝の気持ちを伝えてくださいました。

次に、3つ目、条例制定記念シンポジウムですが、平成30年の条例施行時にキックオフイベントとして、中央公民館ホールにて開催しました。施策推進協議会の会長である当時の早稲田大学田中教授の講演や市内在住のアスリートによるパネルディスカッション、障害のある落語家の林家かん平さんによる落語、埼玉西武ライオンズの選手よりいただいたメッセージ動画の上映など、盛りだくさんの内容でお送りしました。当日は障害のある人にも多く参加していただき、約200人の来場がありました。なお、シンポジウムの様子は後日、ケーブルテレビ JCOM で放送されました。

次に、4つ目、条例パンフレット及びポスターですが、市内の公共施設、障害者施設、様々な事業所、所沢駅のチラシラックなど多くの場所に配布をしており、出前講座や各種イベントでも配布しています。また、追加作成からはフリガナを付けるなど、更に障害のある人へ配慮したものになっています。

次に、5つ目、広報ところざわの特集、掲載及び各種媒体への情報提供ですが、広報ところざわには、条例施行時に特集記事の掲載、令和元年にスタートし、現在も隔月で連載中の「あなたも簡単！手話トーク」、社会的障壁の除去推進事業補助金について掲載しています。

「あなたも簡単！手話トーク」は、広報で簡単な手話を紹介するコーナーですが、広報の記事にQRコードがついており、読み込むと、所沢市公式YouTubeチャンネルで公開している動画を見ることができます。令和元年度に第1弾を公開し、これまでに12本の動画を作成しております。12本の動画全てにおいて、本日出席されている仲参考人には、出演や指導を賜るなど、多大なるご協力をいただいております。

聞こえない人にとっての手話は、聞こえる人にとっての日本語と同じであり、市民が手話を意識する入口になるという意味で、「あなたも簡単！手話トーク」は非常に重要なコンテンツだと考えておりますので、引き続き進めてまいりたいと考えます。

その他、所沢商工会議所が発行する冊子への掲載、所沢市後援のイベント「ソラバル」参加店舗へメールマガジンでお知らせ、市内社会福祉法人会報誌への掲載、また、今年度初めて、障害者週間記念作品展の応募作品を会場で開催後、オンライン作品展として現在、所沢市公式YouTubeチャンネルにて公開中です。新型コロナウイルス感染症の影響等により、実際に会場に来ることができなかつた方などに作品を見ていただける良い機会となっております。

なお、これまでの障害者週間記念イベントでは、障害のある方のステージショーや障害者施設の出店、障害者スポーツの体験会等が行われ、大変盛況でございました。その際には、盲導犬・聴導犬へ日頃の感謝を込めて、特別住民票を補助犬ユーザーの方に交付いたしました。

次に、6つ目、埼玉西武ライオンズとのコラボレーションですが、条例を制定しました平成30年に、埼玉西武ライオンズの本拠地であるメットライフドームにおいて、市は、条例の周知啓発を、埼玉西武ライオンズは障害のある人にも楽しんでいただくことを目的に、一日限定で「手話応援デー」を開催しました。ヒーローインタビューに手話通訳が配置されたほか、条例パンフレットの配布やバックスクリーンにある大型ビジョンでの条例の紹介、ところんと球団マスコットであるレオとライナの手話でのお出迎え、セレモニアピッチで障害のあるお子さんの投球披露などが行われ、その様子はNHK Eテレ手話ニュースでも取り上げられました。

また、埼玉西武ライオンズが優勝した際には、優勝記念パレード開始前のセレモニーにて手話通訳を配置し、手話通訳が必要な方や、車いす利用者のスペースの確保を行い、その様子はケーブルテレビ JCOM で取り上げられました。

次に、7つ目、埼玉西武ライオンズとの取組は、翌年の令和元年にも「フレンドシティ感謝デー」として5日間、前年の取組のほか、市職員有志による球団歌を手話で表現した動画の放映や、聴覚障害のあるお子さんを試合に招待し、選手と交流するなどの取り組みを行いました。

次に、8つ目、コミュニケーションの合理的配慮の推進ですが、市役所内外全ての課に「筆談します」の張り紙掲載の依頼と、寄付金を活用し、まちづくりセンターや保健センターなど庁舎外で多くの市民の来庁が見込まれる箇所へ筆談ボードの配布を行いました。

次に、9つ目、所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会ですが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、これまで、あっせんになった事案はありませんが、委員会を4回開催しており、積極的に地域との情報共有を図っています。

次に、10個目、社会的障壁の除去推進事業補助金の交付と周知ですが、障害のある人を対象にした事業を行うものに対して、社会的障壁の除去に要する費用を補助するものです。こちら先ほどご説明させていただきましたとおり、これまでに、計35件、約162万円を交付しています。先ほどご紹介しました、「あなたも簡単！手話トーク」にご協力いただいたお茶屋さんが本補助金を活用し、スロープを設置するなど、事業ごとの連携も見られております。

本補助金の周知につきましては、これまでご説明させていただいたもの以外にも、補助金チラシの配布、市職員が直接店舗や事業所にアポイントを取り、周知に出向き、説明の機会を設ける、青年会議所、商店街連合会、商工会議所などの会議の場に出向いてご説明させていただくなど、様々な方法で周知を進めています。また、協力店舗は市ホームページに掲載をしています。

最後になりますが、11個目、西武所沢 S.C. 及びワルツ所沢の全店舗に筆談ボードを設置したことにつきましては、耳や言葉の不自由な方が気兼ねなく、安心して買い物ができる環境を整備いたしました。多数の市民の方が利用する大型商業施設に筆談ボードが設置されることで、地域にお

ける障害理解の浸透が促進されることも併せて期待しているところです。  
設置後、西武所沢 S.C. に、店舗を利用された方から、よい取組とのお褒め  
め言葉をいただいたとの報告をいただいています。

なお、この取組は埼玉県内の大型商業施設では初めての試みであり、全  
国的にもあまり例のないものです。今後も、大型商業施設等での同様の取  
組を進め、障害への理解がさらに地域に浸透していくことを目指していま  
す。以上が、これまでの取り組みとなります。

なお、今後の話となりますが、障害者の個性と能力の発揮及び、社会参  
加を促進することを目的としまして、「障害者の芸術文化活動の推進に関  
する取組」を開始します。その試行として、障害のある人もない人も参加  
いただけるワークショップの開催を令和4年2月に予定しています。

平成30年7月に本条例が施行され、早くも3年が経過しました。

その間、周知啓発に努めて参りましたが、障害のある方から見て、まだ  
まだ物足りない点や、条例がしっかり浸透したかという、そう言い切れ  
ない部分もあるのではないかと感じています。

しかしながら、これまでご説明させていただきました事項に加えて、障  
害福祉課の所管ではありませんが、所沢駅のホームドアの設置のような大  
きいハード面での整備が進むとともに、オリンピック聖火リレー、セレモ  
ニー会場での障害のある方の優先席の設置、パラリンピック聖火ビジット  
での展示物に障害のある人からのメッセージを掲示、市内小学校へのゴー  
ルボール体験会の実施、あらゆるご案内文や通知にFAX番号やメールア

ドレスなどの、電話番号以外の連絡手段を掲載、点字を使用する方への郵送物に点字シールを貼付、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせやワクチン接種に関する配慮事項など様々な方のご助言をいただきながらではありますが、各課で行う事業や取り組みについての配慮が、ソフト面にも及んできていることもまた事実でございます。

これらのことを踏まえ、本日も説明させていただきました、様々な取り組みを通して、障害のあるなしに関わらず、誰もが障害について、他人事ではなく自分事として考え、お互いを思いやり、共に支え合い、認め合い、人と人との絆を感じながら、笑顔で生き生きと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指してまいります。

以上、「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」施行後の取り組みの概要を述べさせていただきました。以上でございます

### 【質 疑】

長岡委員

市議会議員になる前に、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例のシンポジウムに参加したことがある。その時「障害」という表記が「障碍」という表記だったが、何年後かに「障害」という表記に変更されていた。なぜ「障碍」という表記を「障害」に変更したのか。

斉藤障害福祉  
課長

法律のほうは、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例と同じ「障害」の表記を使っています。「障害」と「障碍」の2つの表

記は、障害のある方から見ても混乱する部分もあります。そもそも「障害」の表記のほうは、社会的な障害の意味合いが含められておりまして、その意味で「障害」の表記を使用しています。障害のある人もない人もというのは、人だけではなく社会も含めた用語として、こちらの「障害」という表記を採用して使用しています。

長岡委員

「障害」という表記は、相手を傷つけるという意味もある。そういう意味での「害」ではないということで、表記を変えましょうという団体もあるようなので、どうしていくのかと思っていた。ひらがなの表記という考え方もあると思うが、その辺りはどう考えているのか。

斉藤障害福祉  
課長

おっしゃっていただいた「がい」の字はいくつかありますが、それらを含めて、実際に所沢市障害者施策推進協議会の中でも、もまれまして「障害」という表記を最終的には選択させていただいたところです。

長岡委員

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例ができたときは「障碍」だったが、やはり違うという話なのか。

斉藤障害福祉  
課長

条例については、もともと「障害」の表記を使って条例を策定しました。法律のほうも、もともと同じです。

石原委員

条例施行後の取組を伺ったが、障害をお持ちの当事者の方の障壁は、ハード面とソフト面の両面があると思って、今の条例の話を聞いていると、ソフトの面で非常に市民の方の間でも理解が広がって、事業者とのコラボレーションなどが広がりつつあると思う。先ほど参考人の方がお話ししていたが、ハード面というところが、お金もかかるし、時間もかかるというところがあると思うが、所管をまたぐ話だと思うが、実際にハード面を道路なら道路を直していくというところで、福祉部門のほうから連携とか連帯とか、そのようなことというのは、どのくらいかみ合っているのか。

斉藤障害福祉  
課長

実際に我々のほうで、例えば今日お話を伺っている楠田参考人や、その他の団体の皆さんからは、道路や公園といった通常皆さんが言われているハードという部分のところに関して、団体からのご要望やご意見等、あるいは個人からの情報としていただいたものについては、逐次、所管する部署にご連絡をさせていただいているところです。我々のほうといたしましては、先ほど石原委員が言われたとおり、ソフト面の部分で研修などにより、職員自身に根付かせることで、徐々にというか、どんどん自分たちの中で、自然にというか、発想していくことが、この条例でも求められているところだと考えていますので、そういった形でまず我々のほうは働きかけを行いつつ、適宜適時そういった要望とかお話があれば、所管課にお伝えしているという形で今は進めています。

石原委員

ハード面を所管する部署にも適宜助言をしているということで、道路などに関しては障害のある方に限った要望だけではないと思うが、その中で危険度や優先度に応じて、障害のある当事者の障壁になっているものは、取捨選別されて道路のほうでも優先度なりで伝わっているという考えでいいか。

斉藤障害福祉  
課長

道路のことに関しては、交通安全や障壁のことも踏まえて、所管課において判断し、その中には緊急修繕をかけたりしているという話も伺っております。その辺はいろいろな条件のある中、市の道路全体の中で優先度を決めて、やられているということだと思いますが、我々のほうもこういうお話がありますとお伝えしており、その中でも障害のある方にとって危険性が高い状態のものは、さらに重ねてお伝えさせていただいておりますので、それはある程度見ていただいていると考えています。

城下委員

先ほど、仲参考人、楠田参考人のほうから、障害のある方たちの日常生活を営む上での課題が出されました。楠田参考人のほうからは、以前、所沢市交通バリアフリー協議会があつて、基本計画を作ったが、その具体化というのは、全てされているというふうに、私は受け止めていない。障壁をなくすということで条例ができたが、バリアフリー協議会がある意味これまでは、その部分での課題が出されて解決する拠点だったと思う

が、今そこが曖昧になっているのかなど。今日の要望を聞いて、それは私たちの反省点でもあるが、今は全庁的にどこでバリアフリー、当然所管課は広いので、それぞれでやっていると思うが、それを取りまとめて、ここまで目標が達成しました、残りこれだけの課題がありますというような取りまとめは、どこがやっているのか。

もう一つは、これだけ災害が増えているので、今日は福祉部なので、どこまで回答ができるかわからないが、先ほど仲参考人のほうから、公共施設のトイレに災害ランプが付いていないということで、私自身も反省したが、これはやる気になればすぐにできるのではないかと思った。素人の感覚なので、これについてはどこの部分で、要求は出しているけれど、どこかの部分で止まっているのか、これからの要求なのか伺いたい。

齊藤障害福祉  
課長

所管課から外れますのであまり正確な話はできませんが、当時所沢市交通バリアフリー推進協議会において基本構想策定した時に、所管していたのはおそらく企画総務課だったかと思います。ユニバーサルデザインも含めましてバリアフリー自体も広いものですので、交通ということであれば今は都市計画課がところバスやところワゴンを含めまして所管しております。交通バリアフリーの関係もそちらが所管していたかと思いますが、記憶が定かでないため、この場で、はっきりしたことが申し上げられませんが、建物のバリアフリーに関しましては建築指導課等が所管していますが、バリアフリー全体を取りまとめている課については、不明です。バリ

アフリーに関しては、楠田参考人と仲参考人からお話をいただいたのと同様の内容について、団体の方々から色々お話をいただいている部分もあり、私共としては、障害福祉課以外が所管する市の既存の協議会なり計画なり審議会なりというところに、できるだけ参加させていただき、意見を述べる場所を作っていただけるように伝えてまいりたいと思っています。また、トイレの件については初めてお伺いしたので、もしかすると、かなり前にご要望いただいていたのかもしれませんが、そちらに関しましては所管課に伝えてまいります。

城下委員

こどもと福祉の未来館のトイレにはランプが付いていたと思う。それを市内の公共施設に、全市的な災害時の対応ということで付けようという働きかけはこれからということか。

斉藤障害福祉  
課長

初めてお伺いしたことであり、これからということではそのとおりです。

谷口委員

お二人の参考人からリアルな意見をお聞きして、そうなんだなと思った。今後、更により良い方向に進めていく中には、予算というハードルがあると思うが、例えば、福祉部と交通や街づくり、建設の所管課で半年に一回とか定期的に複数の部で集まりながら、今日お越しになっている方々から同時に意見を集約するような取組をすれば、もう少し素早く共通理解

が進みながら、問題解決が少しスピードアップするのではないか。

前田福祉部長

既存のものでも、例えば総合計画の中での目指しているまちづくりの目標という部分でしたり、公共交通についてということでも、今かなり横のつながりといいますか、関連部局が情報共有する場がございますし、団体の方々からのお話というは適宜、私共のほうで話を伺う場を設けることが、十分可能だと思いますので、それをどんな形で実現できるかということとは、少し考えていきたいと思います。既存のものでもできることをやっていけば、いま現在でもお応えできると思います。

村上委員

条例の趣旨とすると、一番大事なのは色々な計画や施策を作り上げていくときに、合理的配慮という感覚というか無意識の中からそういったものが出てくるということが一番大事だと思っている。その意味では職員研修というものに深まりというか、普段からそういう感覚を持てるよう、職員に根付かせていくことを、これから先にもっともっと取り組んでいかなければいけないと思っているが、職員研修は継続的に行っていくのか、あるいはこのような場を設けたうえで、進化させていこうというような、今後の市職員の基本的な心の部分、ポリシーの部分についての課題や取組を行っていく必要があると思うが見解は。

前田福祉部長

障害福祉課の職員が日ごろから障害者の方と接することで、何気なく当

たり前にやっていることも、他の課の職員がそれができているかというところをぼろぼろと申し訳なかったと思うような事案が今年に入ってからもありました。すぐに、なぜこういうことをしなければいけないかということを通じて適切に周知するとともに、全庁的に周知すべきことに関しましてはインフォメーションで周知したり、筆談ボードがあるところがちゃんと使えているのかどうかということを確認してもらおうとお知らせをしたりと、即時に対応できるよう、今年度色々努めてまいりました。やはり、職員一人一人がそうした意識を常に持っていられるかということ、研修を受けたその時はそう思っているけれども、月日が経つと忘れてしまうことがたくさんあると思いますので、色々な形で繰り返し周知することと、こういったことをして喜んでいただいたですとか、お困りのことにこういう改善ができたということに関して、部署関係なく共有していかうと対応しております。良いことをしていても知られていなければやっていないのと同じということで、そういったことを広く伝えていくということは職員へもそうですし、市民の皆さんにもできる限りお伝えできる機会が持てたらと思っております。また、職員課で計画的に研修を行っておりますが、今年から研修については職員課と共催で進めているところです。

#### **【質疑終結】**

末吉委員長

以上で説明に対する質疑を終結し、本日の審査を終了いたします。

散 会（午後3時2分）